

の二第一項の規定によりする市町村の廃置分合に関する勅告に基  
くものである場合に限る、当該編入後の当該市の議会の議員の任  
期及び定数については、当該市を町村とみなして町村合併促進法  
第九條第一項の規定を適用するものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣

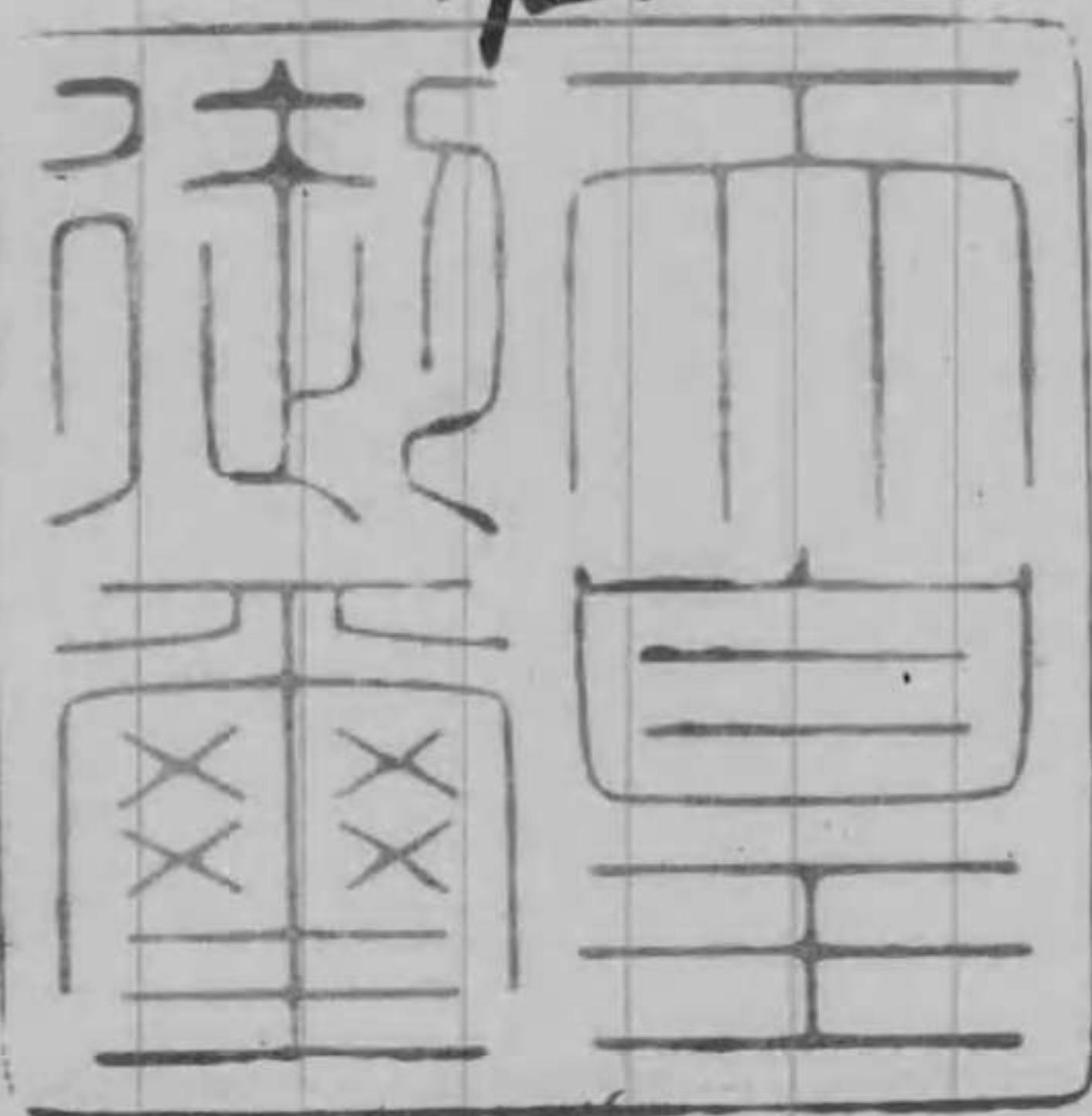
吉

田

友

地方自治法の一部を改正する法律の一部の  
施行期日を定める政令をここに公布する。

裕仁



昭和二十九年七月三十一日

内閣総理大臣

吉田 茂

政令第百三十七号

地方自治法の一部を改正する法律中<sup>の一部</sup>第八条第一項第一号の改正規定及び附則第二項の規定の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百九十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律中第八条第一項第一号の改正規定及び附則第二項の規定の施行期日は、昭和二十九年九月二十日とする。

内閣総理大臣

吉田 茂

（細口幾印刷）